別紙

実績報告時の留意事項等について

１　提出期限（厳守）

　　全ての補助事業者は**事業完了後３０日以内**又は令和４年３月３１日までのいずれか早い日までに　郵送及びメールの両方で提出してください。

　　郵便　　 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1  
                    埼玉県保健医療部感染症対策課  企画・宿泊療養担当  行

　　　　　　　　　　※封筒に「設備整備事業補助金   実績報告書在中」と朱書してください。

　　電子メール　　　E-mail：a3510-30@pref.saitama.lg.jp

　　　　　　　　　　※メールの件名は「補助金実績報告（医療機関名）」としてください。

　　なお、支払が完了していないなど添付書類が全て揃っていない場合でも、県ホームページ掲載「実績確認書類一覧」を作成し、必ず期限内に提出をお願いします。

　　詳細は県ホームページ掲載のチェックシート及びＱ＆Ａを参照してください。

２　提出書類・内容

　　県ホームページに記入例及びＱ＆Ａを掲載していますので必ず御確認ください。

　　　感染症対策課「令和３年度新型コロナウイルス感染症対策設備整備事業」の実施について

　　　https: //www.pref.saitama.lg.jp /a0710/koubo/setubiseibi.html

　　　ページ番号：１９８８０９

（１）添付書類チェックシート、実績報告チェックシート

　　・　実績報告書作成時、必ず御確認ください。

（２）令和３年度埼玉県新型コロナウイルス感染症対策設備整備事業補助金 事業実績報告書

　　　（様式第３号）

　　・　精算額の欄は「別紙３」の精算額（J）欄の合計金額と一致させてください。

　　　　なお、県の交付済額が精算額を上回った場合、補助金を返還していただくことになります。

（３）令和３年度埼玉県新型コロナウイルス感染症対策設備整備事業補助金 所要額精算書（別紙３）

　　・　事業ごとの所要額実績報告書（別紙４）と齟齬がないようにしてください。

（４）令和３年度埼玉県新型コロナウイルス感染症対策設備整備事業補助金　所要額実績報告書

　　　（別紙４－１、４－２⑴～⑸）

　　・　各事業計画に基づいて整備したものについて、品目ごとに「規格」、「数量」及び「単価（税込）」等を記載してください。

　　・　補助対象機器がモデルチェンジなどで、当初の計画から型番変更等が生じた場合は、赤字で記載するとともに、必ず、該当機器の概要が分かる資料（カタログ）等を添付してください。

　　・　「県補助交付決定額」には品目ごとに交付申請時の「選定額」を記載してください。

　　　　実績報告時の選定額は「対象経費支出済額」と「県補助交付決定額」のうち低い金額です。

（４）歳入歳出決算書（見込）抄本（任意様式）

　　・　「歳入の決算額計」 と 「歳出の決算額計」を一致させてください。

（５）その他参考となる資料

　　　次の書類を添付してください（コピー可）。

　　○　補助金で購入した**全ての物品**について「品目」、「数量」、「納品日」、「支払額」及び「支払いを行ったこと」が分かる領収書、請求書、納品書等の添付

　　〇　提出が遅れる書類がある場合は、「実績確認書類一覧」を作成して提出

　　〇　個人防護具の報告がある場合は、別紙４－２補足資料「個人防護具　明細」を作成して提出

　　○　モデルチェンジ等で機種変更となった場合は、そのカタログ等

　　○　平面図（付帯する備品のうち１０万円未満のもの、初度設備及び個人防護具は記載不要）

　　　　平面図は下記の事業の報告を行う場合に作成してください。

　　　・　入院医療機関設備整備事業（ただし「初度設備」、「個人防護具」以外の品目がある場合）

　　　・　重点医療機関設備整備事業

　　　・　新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業（設備整備）（ただし「初度設備」、「個人防護具」以外の品目がある場合）

３　消費税報告

　　消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が０円の場合を含む。）は、仕入控除税額報告書（様式第５号）及び要返還相当額計算書により令和５年６月３０日までに県に報告してください。

　　その際、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定により、県に返還する必要が生じた場合などその額を返還していただくことになります。

４　書類の保管

　　補助事業に係る証拠書類等の管理については、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類（交付申請書や実績報告書等）を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を令和９年３月３１日まで保管する必要があります。